

院外処方箋における疑義照会の事前合意書

医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院（以下、甲という）と _____
（以下、乙という）は、甲の院外処方箋に係わる薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、乙における「院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコール」の運用は、患者が不利益を被らないように十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

記

- 1 院外処方箋に係わる個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
「院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が包括的になされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
- 2 運用開始について
20 年 月 日から運用を開始する。
- 3 合意の解除及び内容の変更について
合意の解除及び内容の変更については必要時に協議を行うこととする。

20 年 月 日

名称（甲）：医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院
住所：東京都昭島市松原町 3 - 1 - 1
代表者氏名：渡部 和巨 印

名称 (乙): _____
住所: _____
代表者氏名: _____ 印

以上